

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月11日
【会社名】	ユニ・チャーム株式会社
【英訳名】	UNICHARM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市金生町下分182番地 (上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記の場所で行っております。) 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館
【電話番号】	03(3451)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 島田 弘達
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館
【電話番号】	03(3451)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 島田 弘達
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,784,546,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ユニ・チャーム株式会社本社事務所 (東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館) ユニ・チャーム株式会社共振館 (愛媛県四国中央市金生町下分131番地) ユニ・チャーム株式会社大阪事業所 (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号 住友中之島ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、事業年度第61期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)の四半期報告書及び自己株券買付状況報告書(報告期間:自 2020年7月1日 至 2020年7月31日)を2020年8月11日付で提出いたしました。これに伴い、2020年3月25日付で提出した有価証券届出書(2020年3月26日、2020年4月13日、2020年5月14日、2020年5月15日、2020年6月12日、2020年7月10日及び2020年8月5日に提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済)の記載内容(添付書類を含む)について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また添付資料の一部を削除及び追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年12月期第2四半期(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)の連結業績の概要

(添付書類の追加)

自己株券買付状況報告書(報告期間:自 2020年7月1日 至 2020年7月31日)

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

(訂正前)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期(自2019年1月1日 至2019年12月31日) 2020年3月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期(自2020年1月1日 至2020年3月31日) 2020年5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月5日)までに、関東財務局長に下記を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第13号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年8月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期(自2019年1月1日 至2019年12月31日) 2020年3月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期(自2020年1月1日 至2020年3月31日) 2020年5月15日関東財務局長に提出

事業年度 第61期第2四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月11日)までに、関東財務局長に下記を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2020年3月26日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第13号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を2020年8月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月11日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年8月11日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。